令和5年6月21日 開会 令和5年6月21日 閉会 第 26 回 (通算第 215 回)

吉賀町農業委員会会議録

吉賀町農業委員会事務局

吉賀町農業委員会告示第 5 号

吉賀町農業委員会を次のとおり招集する。

令和5年6月13日

吉賀町農業委員会 会長 齋藤 学

1 日時 令和5年6月21日

2 場所 吉賀町役場 柿木庁舎 2階大会議室

heles				W. T. E. A. A. 25 M		
第				業委員会会議録		
招集年月日		令和5年6月21日				
招集の場所		吉賀町	役場 柿木庁	舎 2階大会議室		
応招委員		会長	斎藤学	代理 三井利民		
	農業委員	2番	藤井和子	3番 森下保	4番 尾﨑勝典	5番 正木潤一
		6番	河野達	7番 山吹寛	8番 田淵文雄	9番 見川恒栄
		10番	田村薫平	11番 河口貴哉		
	農地利用		潮民雄	茅原忠夫	河野雅俊	近藤彰彦
	最 適 化		齋藤一政	田中一成	橋本俊郎	房崎主税
	推進委員		三浦浩明	右田巧	本廣順保	
不応招委員		なし				
	農業委員	会長	斎藤学	代理 三井利民		
		2番	藤井和子	3番 森下保	4番 尾﨑勝典	
		6番	河野達	7番 山吹寛	8番 田淵文雄	9番 見川恒栄
出席委員		10番	田村薫平	11番 河口貴哉		
	農地利用		潮民雄		河野雅俊	近藤彰彦
	最 適 化		齋藤一政	田中一成	橋本俊郎	房崎主税
	推進委員		三浦浩明	右田巧		
	農業委員					5番 正木潤一
	及未及只					
欠席委員						
	農地利用			茅原忠夫		
	最適化					
	推進委員				本廣順保	
欠	員		なし			
本回の議長		会長	齋藤学			
本回に職務のために出席し たものの職氏名		車数巳巨	堀田 雅和	事務局員	齋藤 真央	
 開	会	議長は		開会を宣告	厨 彦 云八	
閉	会	議長は		閉会を宣告		
	案及び日程	別紙の		加立で百日		
議事録署名委員の指名		山吹寛		田淵文雄		
会期の決定		令和5年6月21日		H VIII AAE		
開議		令和5年6月21日				
以山 門袋		13 7110 4	0)121H			
備	考					

第 26 回農業委員会

(通算第 215 回)

令和5年6月21日

吉賀町役場 柿木庁舎 2階大会議室

開会

会長挨拶

議案

議案第1号 非農地証明書の交付申請について

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について

議案第6号 吉賀農業振興地域整備計画の変更について

事務局

本日の欠席の方は、正木委員、茅原委員、本廣委員で、あと、近藤さんは欠席というのはお聞きしていませんが、農業委員さん12名の内11名出席という事で、 会議が成立していることを、ご報告いたします。

それでは、会長にご挨拶いただいて、引き続き、議長として議案審議に移ってい ただけたらと思いますので、よろしくお願いします。

議長

議事録署名委員として山吹委員、田淵委員を指名します。

議案第 1 号 非農地証明書の交付申請について、を議題といたします。事務局、説明をお願いします。

事務局

議案第1号について説明します。

農地の所在は○番、地目 田、面積○㎡、合計 13 筆、合計面積は○㎡です。所有者は○さん、○○の方です。非農地の事由は昭和43年頃から耕作しておらず原野化しており、今後も農地として利用することは考えられず、また農地としての復旧は困難である、というものです。

以上です。ご審議お願いします。

議長

はい、今事務局の方が説明した通りであります。今回の非農地証明につきましては、農業委員、及び最適化推進委員の確認が必要となっております。で、六日市地区の農地につきましては、今から私の方で3名のご指名をさせていただきまして、現地を確認していただき、来月の農業委員会総会で発表願う、という形になろうかと思います。早速ですが、現地の方を確認していただきます農業委員さんの指名をさせていただこうと思います。まず、農業委員の河口さん、よろしくお願いします。それから橋本委員さん、よろしくお願いします。尾崎委員さん、この3名の方で確認をしていただきたいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか?

では、今回確認していただきまして、来月の現地の報告をよろしくお願いをいたします。

そうしましたら、今説明のありました、非農地の証明等につきまして、ご質問、 ご意見のある方、挙手をもって、よろしくお願いします。

ございませんか?

はい、それでは無いようですので、裁決をしたいと思います。

第1号議案につきまして、賛成の農業委員さんの挙手を求めます。

よろしゅうございますね、全員賛成

すみません。

森下委員

今賛成というのは、現地確認の委員の承認をしろというんですか?

議長

そうですね、大変失礼いたしました。

まず、今森下委員さんがありましたように、当然、確認してからの方が、筋が通る、という事で、当たり前の話でございまして、大変すみません。

いつもの承認事項という事で、挙手をとってしまいまして、来月の農業委員会の 総会の時点で、裁決したいと思いますので、よろしくお願いします。

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。 事務局、説明をお願いします。

事務局

議案第2号1番について説明します。

農地の所在は○、地目は田、面積○㎡です。

譲渡人は○さん、注連川の方、譲受人は○さん、注連川の方です。

今回の申請地は○○のところです。

譲受人は、この農地で水稲を栽培されるそうです。機械はトラクター、耕耘機等 を所有されています。

有償譲渡で、10a当たり41万5千円とのことです。

周辺の農業方針は熟知されているので問題ないと思うが、万が一苦情が出た場合 は責任をもって対処するとのことです

以上ご審議をお願いします。

議長

それでは、この案件につきまして、森下委員さんのご意見を拝聴しますので、よ ろしくお願いします。

森下委員

おはようございます。

17日の土曜日に、房崎委員と二人で本人さんと現地確認を行いました。ここの場所は、圃場整備をして20年近く本人さんが耕作をされておりまして、今まで、地元からの苦情とかいう事もなかったということでありますし、私たちが見ても今まで通り耕作していただけるのではないか、という風に考えております。

問題はない、というふうに、確認いたしております。

以上です。

議長

ありがとうございました。

それでは、第2号1番につきまして、ご意見を拝聴したいと思います。

ご意見のある方、挙手をもって、お願いします。

ないようでしたら、裁決の方に移りたいと思いますが、よろしいですか?

はい、それでは議案会2号の1につきまして、賛成の方の農業委員さんの挙手を 求めます。はい、ありがとうございました、認可されました。

事務局

議案第2号2番について説明します。

農地の所在は○、地目は田、面積○㎡、以下合計2筆、合計面積○㎡です。

譲渡人は○さん、○○の方、譲受人は○さん、沢田の方です。

今回の申請地は○○から北東に約500mのところにある農地で、無償譲渡されるそうです。

譲受人は、この農地で、野菜を栽培されるそうです。機械は耕運機と草刈り機を 所有されているそうです。

以上ご審議をお願いします。

それでは、現地確認を、農業委員の尾崎委員さん、おねがいいたします

議長

おはようございます。

尾崎委員

土曜日に○さんと3人で、現地確認しました。

ここの畑は、今は神社の下で、一応年に2~3回は草刈りをしているようです。 で、もう1つの田んぼは、縦貫高速道の工事の時田んぼを取られて、ほぼ53㎡言 うたらちょっとのとこしかないものでですね、今、フェンスに囲まれて、草ぼ一ぼ 一のような状態になっています。

以上です。別に問題ないと思います。

現地の方は以上のような事でございます。

議長

それでは、議案2号の2番につきまして、ご意見のあるかた、挙手をもってよろ しくお願いします。

ないようですので、裁決の方に移ります。

それでは、議案第2号の2番につきまして、賛成の農業委員さんの挙手を求めます。

はい、ありがとうございます。全員賛成という事で、認可されました。

議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、を議題としま す。事務局説明をお願いします。 議案第3号について説明します。

事務局

農地の所在は $\bigcirc\bigcirc$ 、地目は畑、面積 \bigcirc ㎡のうち \bigcirc ㎡です。申請人は \bigcirc さんです。

農地の場所は、○○の位置になります。この農地は令和5年2月の農業委員会総会において、農業振興地域内農用地からの除外について意見を求められ、異議なしとしたところです。

その後、令和5年6月に農用地区域からの除外手続きは完了したため、転用の許可申請が提出されました。

農地区分は2種農地と考えられ原則転用不可ですが、代替地が無い場合には許可は可能となっております。

転用目的は駐車場の整備です。

この案件は追認となります。追認というのは、許可を受けずに転用をされたものについて、悪質ではないこと、許可申請をされれば許可が見込まれること、始末書等の内容から見て、今後は違反行為を行わないと認められること、といった点を考慮して、後日、転用許可を認めるものです。

始末書もいただいており、農地転用許可申請が後追いとなった旨を謝罪されてお られます。

以上、ご審議をお願いします。

議長

それでは、現地の担当の三井さん、再度という事になりますが、よろしくお願い します。

三井委員

前回も説明したんですけど、この筆に、まず倉庫をまず建ててですね、この駐車場にした部分は鉢とかをいっぱい置いとったんですよ。農地としては使ってなくて、本人は仕事で町外に出とってですね、お母さんから「税金が上がる」と言われて、宅地になったんだな、と本人も勘違いして、それで、勝手に駐車場を作った、ということで。で、ちょっと税務住民課にも確認したんですけど、倉庫を建てたら、倉庫面積と、ちょっと余分をみて税金をかけるらしいですわ。それで、そういう事で税金が上がったよ、という事で本人が勘違いされて。で、本人も反省しておりまして、今後はこういう事がないようにします、という事なので、ひとつ、よろしくお願いします。

議長

現地の担当の説明は以上のような事であります。 それでは、皆さんのご意見を拝聴したいと思います。

ご意見のある方、挙手をお願いします。

議長

いいですかね?はい、わかりました。

他にご意見ある方。まあ、先ほど追認の説明がありましたが、手続き上の問題はないと承知しておりますので、お話をさせていただきます。

それでは、裁決の方に入らせていただきます。

議案第3号の1でございます。賛成の農業委員さんの挙手をお願いします。

はい、ありがとうございます。全員賛成という事で、議案第3号は認可されました。

事務局

議案第4号について説明します。

農地の所在は○○、地目は畑、面積○㎡です。譲渡人は○さん、譲受人は○さんです。場所は○○の位置になります。転用目的は個人住宅です。

農地区分は2種農地と考えられ原則転用不可ですが、代替地が無い場合には転用 が可能となっております。申請者からは他に適当な土地がなく、新たに住宅を建設 したいということです。

資金の調達については、融資証明書をいただいており、問題ありません。

土地の造成は、防護フェンス等で土砂の流出を防ぎ、生活排水については、合併 浄化槽を設置して既存の側溝に流して処理されるそうです。日照の影響はないと思 われますが、万が一苦情が出た場合は善処するそうです。また土地改良区からは意 見なしとのことです。

以上、ご審議をお願いします。

議長

説明は以上のような事でございます。

それでは、担当の農業委員さんの河口さん、よろしくお願いいたします。

河口委員

先週の土曜日に現地の確認を行いました。この農地は、ほとんど周りが住宅地であり、ここの土地だけ畑がポツンとあるような感じで、家庭菜園をやられております。別段問題はないと思われます。水路もありませんでした。

以上です。

議長

はい、現地の方は以上のような事でございます。

それでは、皆さんのご意見を伺おうと思います。ご意見のある方、挙手をもって、 よろしくお願いします。

ご意見ないようでございますので、裁決の方に入らせていただきます。

議案第4号の1につきまして、賛成の農業委員さんの挙手を求めます。

はい、ありがとうございます。全員でございますので、議案第4号は認可されました。

議案第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、を議題といたします。事務局、説明をお願いします。

事務局

議案第5号について説明します。

この農用地利用集積計画というのは農地に利用権を設定するものになります。

基盤法の審査基準により、耕作すべき農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められること、農業に対し意欲と能力があること、などご審議いただければと思います。

6ページをご覧ください。こちらに掲載しているものは、農地中間管理機構をとおした農地の利用権設定です。標題に(一括方式)と記載しているのは、中間管理機構への貸付と、転貸される耕作者の承認を同時に行う方法です。

≪読み上げ≫

次は、8ページをご覧ください。

次は相対の貸し借りです。

新規のみ読み上げます。

≪読み上げ≫

以上ご審議をお願いします。

議長

説明は以上のような事でございます。説明の中でお気づきになったと思いますけど、第7番の利用権設定につきまして、○○さん、農業委員さんの兼ね合いがございますので、○○さん申し訳ございません、ちょっと採決する時には、ご退席をいただきたいと思います。今じゃございません、意見を聞いてからでいいです。

それでは、皆さんのご意見を聞いていきたいと思いますので、意見があります方、 挙手をお願いいたします。

三井委員

ちょっと確認という事でいいですか?

議長

はい、どうぞ

三井委員

ちょっと、よく分からないんですけど、2番3番のね、○さんですかね?

この人は、この住所はここに住んでいるんです?

あの、住所というのは、住民票があるのとは関係ないんですか?

事務局

住民票の記載です。

実際出されたのは広島市の住所なんですけど、こちらに載せておりますのは住 基情報を反映させたものとなっておりますので、ちょっと違いがあるかもしれませ ん。

議長

という事でした

三井委員

ちょっとゴルフで一緒になるもんだから。

河野達委員

今、広島です。広島に住んでいます。

三井委員

そりゃ知っとるんだけど。

議長

はい、以上そういった事でございます。

他にございませんか?

河野達委員

ちょっといいですか?

議長

はい、どうぞ。

河野達委員

あの、立河内の地番なのですが、これは旧地番でいってるんでしょうね?現在は 圃場整備が完成して、新地番になっていると思うんですが、その辺のからみは、ど ういう事なんですかね?

事務局

この貸し借りの契約する時には登記簿謄本をつけることになっているんですが、まだ、この時点では登記は終わってませんでして、なので、このように、従前の地番で挙げさせてもらってます。

議長

という事でございます。

他にありませんか?

ないようでしたら採決の方に入らせていただきます。

それではすみませんが、裁決、○○さんご退場お願いします

(○○委員退室)

議長

はい、すみません。それでは、議案第5号につきまして、新規案件につきまして、 賛成の方の農業委員さんの挙手を求めます。

はい、ありがとうございました。○○さんを除き賛成、という事でございます。

(○○委員入室)

議長

どうもすみませんでした。全員賛成という事で認可されました。

議案第6号 吉賀農業振興地域整備計画の変更について、を議題とします。事務 局説明をお願いします。

事務局

議案第6号について説明します。議案書の12ページ、併せて別冊の資料(農用地区域の変更届出書)をご覧いただきたいと思います。

農業振興地域整備計画とは、農業の健全な発展を図るという目的のもと、その地域の整備に必要な施策を計画的に推進するために立てられている計画です。

このたび町が定めております農業振興地域整備計画の中で、農業を振興する区域 として指定している「農用地区域」から、別の用途に利用するため除外することに ついて、農業委員会の意見を求められております。

議案書の13ページをご覧ください。こちらに記載されている農地について、農 用地区域からの除外申請が出ております。

場所は〇〇、地目が田、面積〇㎡、以下12筆、合計面積〇㎡で、事業計画者は株式会社〇です。農用地区域からの除外の理由は、駐車場と倉庫の建設です。

次に、別冊の資料をご覧ください。

変更の届出書をご覧ください。変更計画の概要のところに記載されていますが、 〇は、大型トレーラーの導入のための駐車場と、倉庫の新設を検討されています。 土地の選定の理由は、現在の〇の作業場、倉庫と隣接し、国道と町道に接しており、 作業性が良いので選定されたそうです。

1ページめくっていただきますと、見取り図をつけておりますのでご覧ください。 申請地は国道 187 号線沿いの旧○、現在は○の敷地の周辺になります。

国道に接している三角の農地、〇、〇、〇の農地区分は 1 種農地と考えられ原則 転用不可ですが、流通業務施設として利用し、国道の沿道に設置するものに限って は、例外的に農地転用が認められることになっています。 その他の山際の農地は第2種農地と判断されますので、代替地がない場合には転用が認められることになっています。

この振興計画の変更について今後の流れを申し上げますと、農業委員会や土地改良区等の意見を踏まえて、町が県と協議します。協議が整いましたら公告をして計画が変更されることになります。農業振興地域の農用地区域から除外がされますと、その後、転用申請が出てくることになります。

転用申請が出てきた際には改めてご審議いただくことになります。

説明は以上となります。この案件についてご協議いただき、農用地から除外する ことに対しての意見を町へ返す事になります。

以上ご審議をお願いします。

議長

それでは、説明は以上のような事でございます。

それでは、現地の担当の農業委員さん、河口委員さん、よろしくお願いします。

河口委員

よく知っている所なので、色々過去の事もあるようですが、もう地権者さんも高齢であったり亡くなられてたり、維持の方が難しかったりする農地ではあります。 水路もあるんですが、水路も回避しているんで、特には問題ないんじゃないかな、 と思っております。あとは、農業委員としては、あまり関係ないと思うんですけど、 通学路に指定されているので、そこが、あと、どうなのかな?という位です。以上です。

議長

一応はですね、事務局の方も、書類等々の審査もいたしまして、書類等の不備は 一切ございません。問題ない、というふうに認識しております。

で、それとですね、今回申請につきまして、農業委員会としての意見を提出する、という事になっておりまして、私の方から一点だけお願いしたい事がございます。

こうした大きな面積を会社等々が、農業振興除外する場合、往々にしてあるのが、その現地を駐車場とか倉庫とかを建てられた後に、ここに用水路が通っておりまして、今も河口委員さんがおっしゃっておられましたが、用水路が通っとる、それから、山手側の、山の方がございますよね?地図で見ますと。通常は地域の皆さんが管理をしておられると思うんですよ。草を刈ったりとか、泥上げしたりですとか。そういった事についてはですね、地域の皆さんがやっておられる程度は、していただきたい、と。要するに、転用するのだから関係ない、というんじゃなくて、地域の皆さんがやっておられる事、程度は、会社の方も、ひとつ協力してもらいたい、というような形の中での意見を入れておけばというように思います。そうしないと、往々にして年数が経つと、地域の農家の皆さん、まぁ先ほどおっしゃいましたよう

に高齢化しとりますので、なかなか大変なところがあったりしてですね、よく草の 案件とか水路の土砂の案件とかといった意味でトラブルになりがちですので、そう いった所も協力していただく、という事を続けておいていただきたいと思いますが、 皆さんのご意見はいかがでしょうか。

はい、どうぞ。

三井委員

水路の、ここに倉庫が出来たら、倉庫とか色々、車の油とか何とかで、水は上(かみ)から下(しも)に流れるんでしょ?で、下(しも)の方で農業をやってる、田んぼをやっておられるんで、水質、そこらのところを、きちっと排水管理っちゅうか、そこらのところはどうなのかな、と。きちっとしてもらえるのかどうか、よく検討していただいたらいいんじゃないかな、と思うんですけど。

議長

今、三井委員さんからもございましたが、いわゆる維持管理の部分だろうと思うんですけど、地域の農家のみなさんとよくコミュニケーション取ってもらって、やっていただきたいと思っております、そういったご意見を添付したいなと思っております。三井さんのご意見も含めて。いかがでしょうか、そういった事を添付してもよろしいでしょうか。

森下委員

いいですか。

今、水耕というか、水路自体ですね、この三角の図面から 50mくらいのところに 井出がある。ここが一番最初になるので、そこから下(しも)に 3 km・4 kmくらい のところに田んぼの水路の部分があるんで、今、三井さんが言われたんですけど、 その用水部分もあるし、排水部分、山側の排水路と、あと圃場整備した所があるけ ど、その部分の排水路の先の部分までというふうになるし、トレーラーを使うと申 請の中に書いてあるので、実際町道を横切るとか、いう格好でないと、国道に出る のは難しいだろう、と素人なりに考えるんですが、町道で十分対応できるかどうな のか、その辺はある程度調べた方がいいんじゃないか、というふうに思うんですが。

議長

はい、ありがとうございます。あの、ちょっと専門的な話になりまして、申し訳なかったのですが、まぁおっしゃる通りであろうと思います。あの、私ども素人なので、農業委員会の意見として書いておこうと思っとるところでございます。分かりました。

他にございませんか

事務局

ちょっとひとついいですか

議長

はい

事務局

先ほど町道を横切るので危ないんじゃないか、という事があると思うんですけど、この申請が出された、まぁ農業委員は農業委員で転用の許可をするんですが、この後、建設水道課ですとか、警察の協議もするそうですので、その辺は、そちらの方でされると思います。

議長

ありがとうございます。

他にありませんか

はい、橋本さんどうぞ。

橋本委員

はい、これ以前から聞いておりまして、転用されるという事で、草も生えてくる中で、それはええと思うんですが、ちょうど三井委員と森下委員が言われましたように、取水口の上流なので、駐車場の部分は、車を止めるとどうしても油が出る可能性があるもので、駐車場から用水路に排水が落ちるようになると思いますので、そこで、色々防ぐような措置を当然されると思いますが、それは大丈夫かな、と思います。それから町道があるんですけど、恐らく警察協議されるということですが、そこはグルっと回ってですね、七日市の〇の前みたいな感じで、あれは実際は一時停止でグルっと回ってますよね、ああいうふうな、形状になるんかなと思ってます。まぁそういう事で、一番上流なんで、排水がどうしてもあそこに落ちて行かんといけん理屈になるので、色々油の分離層みたいのをつけていただきたいなと思って

はい、分かりました。

おります。

議長

森下委員と等々のご意見、付随したご意見を承ります。そういったような事を、ひとつ、意見として添付はして、あと、先ほど事務局が申しました様に、建設課の方にも協議しないといけない案件でございますので、まぁそこでもしっかり検証してほしい、という事を伝えておきましょう

ほかにございませんか。

はい、どうぞ

田中委員

先ほどの、地図の方の別紙で、表がありまして、その内3筆が圃場整備と書いて あるんですが、仮にこれが国の事業の補助金をいただいた圃場整備なら、工事費を 負担してもらってるのを返さないといけない、というのを聞いた覚えがあるんです が、その辺は大丈夫かな、と思います。

事務局

こちらの圃場整備したのは平成6年という事なんですけど、圃場整備したところは、農地として使わずに返金になる、というのは、圃場整備の後8年という事を聞いておりますので、こちらはもう、8年以上はだいぶ経っていますので、その辺は大丈夫じゃないのかな、と思ってます。

田中委員

8年?18年と聞いていました

事務局

土地改良区にも意見を求めているところでして、その回答は、まだちょっといた だいていないところなんですけど、その辺は、土地改良区の方でされるかと思いま す。

議長

今、その委員さんがおっしゃった件についても、土地改良区も調査をいたします んで、それでチェックを入れようという事であります。

他にございませんか

ないようでしたら、裁決に移ってもよろしゅうございますでしょうか。

はい、それではないとうですので、第6号議案につきまして、賛成の農業委員さんの挙手を求めます。

はい、全員賛成でございます。よって第6号は認可されました。

そうしますと、本日提出しました承認事項の1~6は終わりました。 では、その他の方に続いて入りたいと思います。

(1) 番の農業用施設等への供する場合の届出について報告事項に入ります

事務局

この届出は、自分で耕作する農地に200㎡未満の農業経営施設を建設する場合は、農地転用許可は不要ですが、農地の転用届を出していただいきます。この度その届が出されたので報告します。

1番は農地の所在は○○、現況畑、農地の面積○㎡、届出人が○さん、○○の方、 農業用倉庫で建物の面積は○㎡、転用面積○㎡です。転用理由は農業倉庫です。こ ちらは、追認となります。

2番は、農地の所在は○、現況田、面積○㎡、建物の面積は○㎡です。届出人は ○さん、転用の理由は農業用施設の建設です。

議長

報告第2号 農地改良届の報告について、事務局より報告をお願いします。

事務局

報告第2号について、農地改良届が提出されましたので報告します。

場所は〇、面積〇㎡、改良前の用途は畑、改良後の用途は畑、改良内容及び理由は、水はけが悪くぬかるむため、かさ上げする、というものです。工事後の届になっておりますが、着工は令和5年5月1日、完成予定は未定だそうです。届出人は〇さんです。

以上です

以上ご報告いたします。

以上、本日の提出しました議案につきまして、終了したいと思います。

午前 9 時 53 分閉会